

水道料金などの減免

建設課 上下水道グループ ☎ 27-2326

対象期間の水道料金などを全額免除します。

●免除対象者

町内の水道、下水道、浄化槽（町管理）全ての使用者

●対象となる料金

平成30年9月、10月検針分

※全ての使用者を対象としますので、申請の手続きは必要ありません。

保険料の納期延長

町民福祉課 町民生活グループ(総合ケアセンターゆくり内) ☎ 26-7871
総務課 税務グループ ☎ 27-2481

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の納期を延長します。

●対象となる保険料

国民健康保険料第2期
後期高齢者医療保険料第2期

口座振替も10月31日(水)に行いますので、
残高確認をお願いします。

納入通知書をお持ちの方は延長後の納期ま
でにお支払いください。

●納期

〔変更前〕10月1日(月) 〔変更後〕10月31日(水)

各種証明手数料の免除

町民福祉課 町民生活グループ(総合ケアセンターゆくり内) ☎ 26-7871
総務課 税務グループ ☎ 27-2481

各種証明にかかる手数料を免除します。

●対象者

被災を原因として行う各種手続きのために証明書が必要で、り災証明書の交付を受けた方のうち「全壊」、「大規模半壊」および「半壊」の判定を受けた方

●免除開始

10月1日(月)～

●免除の対象となる手数料

- ①土地建物に関する証明手数料…1筆または1棟につき200円
- ②営業に関する証明手数料…1件につき200円
- ③公租公課に関する証明手数料…1年度1税目につき200円
- ④法人に関する資格証明手数料…1件につき500円
- ⑤土地現況地目に関する証明手数料…1筆につき2,000円
- ⑥住民票の写し等(世帯全員、個人、除票)…1枚につき100円
- ⑦記載事項証明…1件につき200円
- ⑧住民票の閲覧手数料…1世帯につき200円
- ⑨不在住証明書…1枚につき200円
- ⑩印鑑登録証の交付手数料…1件につき200円
- ⑪印鑑に関する証明手数料…1件につき200円

※手続きには、り災証明書をお持ちください

小中学生の就学援助

教育委員会生涯学習課学校教育グループ ☎ 27-2494
(青少年センター内)

学用品や学校給食費などを援助します。

●対象者

町内の小中学校に通学する児童・生徒の保護者で、下記のいずれかに該当する方

- ①居住する住宅が被災(半壊以上)した方
- ②被災により家計維持者が離職・休職せざるを得なかった方

●内容

学用品や学校給食費などの扶助

詳細は、後日、保護者に周知します。

農業被害への支援対策

産業経済課 農林業グループ ☎ 27-2419

農業被害に対する主な支援対策をお知らせします。
支援内容や補助率など詳細については、10月中旬以降に決定します。

農地・農業用施設(用排水路、農道等)の復旧

①大規模なもの【国による支援】
(1箇所の工事費が40万円以上のもの)

- ・農地への土砂流入
- ・農地の損壊や崩落、陥没など

②小規模なもの【町および土地改良区による支援】
(1箇所の工事費が40万円未満のもの)

- ・農地の地割れや小規模な損壊、崩落、陥没など

●土地改良区およびJAとまこまい広域の被害調査に基づき、申請手続き中です。

●復旧工事は国の補助決定がされる12月以降に実施されます。

●補助率…70～90% (予定)
※被災者の自己負担があります。

●復旧工事は国の補助決定がされる12月以降に実施されます。

農業用倉庫や機械の復旧

被災者向け経営体育成支援事業 【国による支援】

- ・施設の復旧・取得、資材購入
- ・機械の修繕または取得

●事業の申請前に復旧に着手することが可能ですが、必ず被害の状況が確認できる写真と復旧に要した経費が確認できる書類を保管しておいてください。

●9月5日発生の暴風(台風21号)による被害も対象となります。

●補助率…50% (見込み)

※北海道および町による補助率の上乗せを検討中です。被災者の自己負担があります。

●対象は災害発生後に着手した復旧経費になります。

り災証明書の交付

総務課 税務グループ ☎ 27-2481

り災証明書を交付しています。

申請受付

●場所
総合ケアセンターゆくり 1階 相談室

●受付時間
10時～17時 (10月は土曜・日曜・祝日も受付)

●その他
・できる限り被災状況の分かる写真をお持ちいただくと受け付けがスムーズです。
・受付後、証明の交付までお時間がかかりますのでご了承ください。

交付

●場所
厚真児童会館

●受付日時
9時～17時 (10月は土曜・日曜・祝日も受付)

●その他
・交付対象者の方へは順次個別にご連絡します。
・交付の際は印鑑と身分証明書を持参ください。
・会場では「生活再建支援総合窓口」を開設していますのでお立ち寄りください。

〔申請を受け付けている証明書〕

①り災証明書(居住者)
対象：住家
→各世帯において「主たる居宅(自宅)」に対して発行されるもので、生活再建支援に活用されます。持ち家・借家の区別を問いません。
※用途例…各種被災者支援制度の適用(支援金など)、応急仮設住宅や道営住宅入居申請

②り災証明書(所有者)
対象：住家・非住家(納屋・物置など)
→建物物件の所有者に対して発行されるもので、借家の場合は貸主のみに発行されます。住民登録の有無は問いません。

③被災証明書・被災届出証明書
対象：家具・家電、門扉、車両、土地
→建物以外の車や家財などに対し届出をすることで被害があったことを証明するもので、町は調査せず、写真等で確認または届出があったことのみ証明します。
※用途例…損害保険等の請求、銀行からの融資、勤務先への提出など